

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和元年6月28日付.保医発0628第1号.令和元年7月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに測定方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
25-ヒドロキシビタミンD	117点	区分番号「D007」 血液化学検査 (生化学的検査(I))

D007 血液化学検査

(1)～(23) (略)

(24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

※下線部の測定方法が追加されました。

●新検査法については弊社受託未定

なお、弊社の原発性骨粗鬆症用の検査としては、ECLIA法(依頼コードNo.13125)を受託中ですので、ご利用ください。



株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book



Google play



Available on the
App Store



電子カルテはビー・エム・エル

